

公益社団法人東近江市シルバー人材センター
役員報酬等及び役員費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人東近江市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第15条第3項の規程に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 職員として給与を支給している役員は無報酬とする。
- 3 理事長の報酬は月額とする。
- 4 理事長を除く役員報酬は日額とする。
- 5 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬月額及び日額は、別表1「役員報酬月額及び日額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額を持って支給するものとし、支給日は職員給与規程第11条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月31日から施行する。

別表1 役員報酬月額及び日額

(1) 理事長	月額10万円までの範囲内
(2) その他の役員	日額5千円までの範囲内 (理事会への出席ごとの日額)

別表2 費用の額

(1) 役員（理事長を除く。）の管内職務（理事会への出席除く。）に係る費用 各役員の実家よりセンターの距離により下記のとおりとする。	
2キロ未満	600円
2～5キロ	880円
5～10キロ	1,160円
10～15キロ	1,440円
15～20キロ	1,720円
20キロ以上	2,000円
(2) 役員の実外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) 手数料等	実費